

海外経済要録

国際機関

◆主要7か国首脳会議開催

日本、米国、カナダ、英国、西ドイツ、フランスおよびイタリアの首相・大統領(蔵相および外相が随行)は6月27日、28日の両日、米国自治領プエルトリコのサンファン市において主要7か国首脳会議を開催し、世界経済をめぐる諸問題について協議した。当会議は昨75年11月に行われた主要6か国首脳会議(いわゆるランブレイエ会議、カナダは不参加)に続くものである。議題には、景気・物価、通貨・金融、貿易・投資、エネルギー、東西関係および発展途上国援助等諸問題が取上げられ、各国が意見交換を行った。7か国首脳は会議終了後、概要以下の共同宣言を発表した。

1. 先進諸国における景気の回復は順調に進行しており、バランスのとれた成長への復帰は目前にある。現在の目標は持続的な景気拡大への移行を効果的に行うことであり、これによって多くの国々で残存している高水準の失業を減少させるとともに、新たなインフレ高進を回避するという共通目的を達成することとなる。このためには、生産的投資の増大と各社会階層の協調が必要である。さらに、財政の均衡回復、金融・財政政策面での節度ある措置、および場合によっては所得政策等の補完的措置を探ることもあり得る。これらの政策を策定するに際しては、各国経済の相互依存度が上昇しつつある折柄、他国における経済動向を配慮することが必要とされよう。持続的な経済拡大およびこれに伴う個人の福祉の増大は、インフレ高進の下にあっては達成不可能である。

2. 通貨安定という目標は、国際収支不均衡をファイナンスするための負担によって損われてはならない。このため、各國は永続的ないし構造的な国際収支不均衡を是正または回避するように、国内経済および国際金融問題に対処することが必要である。世界的な国際収支の不均衡は当面続くものとみられ、先進国の中には、国内経済の安定をいまだ取戻せず大幅な国際収支赤字に直面して、特別に援助を必要としている国もある。われわれはこれら諸問題を解決すべく一層の分析を進めるために、適切な機関において引き続き他諸国と協力することに同意する。安定的な経済成長にそごをきたすことのないよう、一時的な国際収支赤字のファイナンスが必要となる

場合には、基本的な均衡回復のための確固たる計画を伴った多国間にわたる支援が最も適切であろう。

3. 貿易面では、最近の不況にもかかわらず、開放的な貿易体制を維持することができた。このほど延長されたOECDの貿易制限自粛宣言から逸脱した動きが起る場合には、こうした制限を除去することが不可欠かつ緊要である。また、貿易に大きなひずみをもたらし、保護主義の復活を招来するような意図的な為替相場政策を防止することが必要である。

東西関係においては、東西貿易が着実に伸長していることを歓迎すると同時に、東西間の経済関係が互恵的な通商を基礎に、その潜在的可能性を十分発現することを希望する。

4. エネルギーの面では、種々のエネルギー資源を開発・保存し、さらに合理的に使用する努力を行うと同時に発展途上国のエネルギー開発計画を援助する意向である。

5. われわれは発展途上国の生活水準改善への願望を支持する。発展途上国の努力の成否については、先進工業民主主義国が決定的な役割を担っている。両者間の協力は相互の尊重に基づくものでなければならず、またすべての関係者の利益も考慮し、非生産的な対決をしりぞけ、開発問題の建設的解決を見出すための持続的かつ協調的努力に基づくものでなければならない。先進工業国発展途上国への援助にあたっては、国際経済の効率的運営を高めるような途上国の問題解決に同意し、その実施に協力することが、最も有効となろう。われわれの共通の目標は、すべての国民の間の公正かつ実り多い関係をもたらすような現実的な解決策を見出すことにある。

◆OECD閣僚理事会、貿易制限自粛宣言の再延長を決定

1. OECD(経済協力開発機構)閣僚理事会は6月22日、加盟国は一方的な貿易制限措置の採用を回避すべきであるとの「宣言」(いわゆる貿易制限自粛宣言あるいは貿易プレッジ)を75年に引き続き、さらに向う1年間再延長^(注)する旨決定した。

(注) 同宣言は1974年5月29、30日の第13回OECD閣僚理事会において、石油価格の上昇が他の諸要因と相まって、加盟国における新たな構造的問題をひき起すとともに、経済問題特にインフレ問題を悪化させ、また加盟国全体としての未曾有の経常収支悪化をもたらしていることにからみ、初めて採択された。当初は1975年5月30日までの向う1年間を期限とするものであったが、昨75年5月28、29日の第14回同閣僚理事会で、さらに1年間延長された。

なお加盟国うちポルトガルのみは、昨年5月に引き続き今回も宣言延長に参加していない。

2. 本宣言は、「過去2年間国際収支赤字、リセッショ

ン、失業などの諸問題に直面した際に、一方的貿易制限の動きを抑えるうえで重要な役割を果してきた。現在、世界経済は全般的な回復基調にあるとはいえ、依然、失業、国際収支赤字の諸問題が残されていることにかんがみ、本宣言の更新が恒常化するのは好ましくないが、さらに1年間継続されるべきである」(OECD ヴァン・レネット事務総長<5月13日>)との趣旨から、前記閣僚理事会で再延長が決定されたものである。

なお、本宣言の延長に関して、英国は「国際収支赤字国が依然ファイナンスの問題を抱えていることにもかんがみ、黒字国は十分に拡張的な経済政策を推進し、もって赤字国の負担を軽減する必要がある」(デル通商相)と主張、また豪州、ニュージーランドの両国は、「農産物輸出の問題により多くの関心を払うべきである」旨、述べたと伝えられる。

米　州　諸　国

◇米国フォード大統領、「1975年歳入調整法」延長法案に署名

フォード大統領は6月30日、「1975年歳入調整法」(1月号「要録」参照)を9月1日までの2ヶ月間延長する法案に署名した。本延長法は、「1975年歳入調整法」が6月末限りで失効したあと、実質的な増税となるのを回避することを主たる目的としている。

◇米国、国庫債務臨時限度額の引上げ等を決定

フォード大統領は7月1日、国庫債務臨時限度額の引上げ等に関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

(1) 国庫債務臨時限度額(2,270億ドル、6月30日に期限到来、ほかに永久限度額4,000億ドル)を次のように引上げる(カッコ内は国庫債務限度総額)。

76年7月1日以降

9月30日まで……2,360億ドル(6,360億ドル)

76年10月1日以降

77年3月31日まで……2,820億ドル(6,820億ドル)

77年4月1日以降

9月30日まで……3,000億ドル(7,000億ドル)

(2) 長期国債のうち4.25%の金利上限を超えて発行することが認められている別わく分の発行限度を50億ドル引上げ170億ドルとする。

◇米国連邦準備制度理事会、住宅貸付地域の明示に関するレギュレーションCを設定

連邦準備制度理事会は6月28日、「1975年住宅貸付地

域明示法(Home Mortgage Disclosure Act of 1975)」が同日付けで発効したことによい、同法を施行するための関連レギュレーションCを設定・実施した。

同法は、住宅貸付を行っている金融機関には、低所得層が集中して居住する都市の一定地域に対し貸付を敬遠する傾向がみられるため、これを是正する見地から金融機関に対し、その住宅貸付の対象地域を公表するよう義務付けたものである。

住宅貸付地域の明示に関するレギュレーションCの概要は下記のとおり。

1. 対象金融機関は、①資産10百万ドル以上で、②主要な都市(Standard Metropolitan Statistical Areas)に本・支店を有し、③連邦法によって設立された預金保険会社に加盟しているかまたは連邦法を根拠法に設立された金融機関とする。

2. 公表の対象となる住宅貸付には1~4家族用住宅のほか、それ以上の多家族用住宅を含む(ただし既発住宅貸付債券の購入分は除く)。

貸付対象地域については国勢調査による詳細な区分に基づくものとする。

3. 公表時期については、各金融機関の営業年度終了後90日以内に当該営業年度中の貸付分を公表すること。

◇米国、金融債に対する規制を改正

1. 連邦準備制度理事会は6月17日、同制度加盟州法銀行の自己資本充実を促進する観点から金利規制(レギュレーションQ)および支払準備率規制(レギュレーションD)の対象外となる金融債(subordinated note or debenture)の範囲を次のように拡大し、7月26日から実施する旨発表した(前回の改正については45年7月号「要録」参照)。

(1) 従来は償還期間7年以上の金融債に限り規制対象外としていたものを、償還期間を異にする金融債を発行する場合その加重平均期間が7年以上のものであれば規制対象外に加える。

ただし、連続償還発行(serial issue)(注)の形態をとる金融債については、すべて期間5年以上でなければならない。

(2) 規制適用外となる平均期間7年以上の金融債は、その元本償還が少なくとも毎年行われ、かつ当該年の償還額が前年のそれを下回らないことを条件とする(ただし、必要な場合には監督機関はこの規定の適用を免除することができる)。

(3) 規制対象外となる金融債の額面は従来通り原則として最低500ドルとするが、転換債のように株主に優先

権を与える必要上等監督機関が特に認める場合には、500 ドル未満の金融債についても規制の適用を免除することができる。

(4) 金融債発行銀行は、当該債券の期限前返済あるいは債務不履行に伴う繰上げ返済を行う場合、監督機関の承認を要する。

(注) 連続償還発行とは、それぞれ償還期限の異なるいくつかの債券を同時に発行し、償還期限の到来したものから順次償還していく形態をいう。

2. また同時に連邦準備制度理事会は、上記銀行金融債発行を認可する際のガイドラインを公表した。その概要是次のとおり。

(1) 新規発行予定分をも含めた金融債の残高が株式資本等(注)の 50% 以内であること。

(2) 親会社たる銀行持株会社以外の金融機関向けに発行した金融債については、特に監督機関により認められた場合を除き、累計 2 百万ドルを限度とすること。

(3) 金融債の償還期が特定の年に過度に集中していないこと。

(注) 株式資本のはか、剰余金、未処分利益、資本剰余金、貸倒引当金を含む。

3. なお、連邦準備制度の上記措置に対応して通貨監督官は国法銀行に対し、連邦預金保険会社(FDIC)は連邦準備制度非加盟かつ連邦預金保険制度加盟の州法銀行に対してそれぞれ同様の措置を適用した。

◆米国輸出入銀行、輸出金融条件に関する新ガイドラインを発表

米国輸出入銀行は 6 月 9 日、輸出金融条件に関する新たなガイドラインを発表した(7 月 1 日以降実施)。

本措置は、昨年 11 月にパリ郊外ランブイエで開催された主要 6 か国首脳会議の共同宣言を受け、主要先進国間で検討が進められてきた輸出金融条件に関する合意に基づくもので、米国が他の先進国に先駆け具体化、発表したものである。本措置発表に当りドブルール同行総裁(本年 1 月就任)は、「最近、各國政府の自国輸出に対する援助が強まりつつある状況下、本措置は貿易面へのこうした好ましくない政府干渉を減じることをねらいとしたもので、米国としては各國の輸出金融競争を緩和するため本宣言発表に踏切った」と述べた。なお本措置は 1 年間(1977 年 6 月 30 日まで)の暫定措置となっている。

今次発表された新ガイドラインの主要点は次のとおり。

(1) 頭金の最低比率を輸出契約価額の 15%(従来は同 10%) とする。

(2) 同行の直接融資の金利は、現行どおり原則として 8.25~9.5% の範囲内に据置く。ただし、市中銀行融資分をも含めた借入れ先の当該輸出にかかる借入れ平均金利は、期間 5 年超のものについては、先進国向け 8%、先発発展途上国向け 7.75%、後発発展途上国向け 7.5% をそれぞれ下回らないものとする。同様に、期間 2~5 年ものの最低金利は先進国向け 7.75%、その他の諸国向け 7.25% を下回らないものとする。

(3) 融資期間については、後発発展途上国向けは 10 年以内、他の諸国向けは 8 年半以内とする。期間 5 年超の先進国向け融資を承諾する場合は、その旨をその 7 日前に外国政府の輸出金融機関へ伝達するものとする。

(4) これらのガイドラインは、農産物、航空機(ヘリコプターを含む)および原子力発電設備の輸出金融については適用しない。

欧 洲 諸 国

◆英蘭銀行、主要国中央銀行および国際決済銀行(BIS)からのスタンド・バイ・クレジット受入れ決めを締結

1. 英蘭銀行は 6 月 7 日、「主要国中央銀行および国際決済銀行(B I S)は、最近のポンド相場下落が為替市場の混乱をもたらし、それがさらにポンド相場を正当化できないほどの低水準に引下げるといった状況にかんがみ、国際通貨制度の安定とその効率的運営という共通の利益をもたらすため、総額 50 億ドル強に上るスタンド・バイ・クレジットを英蘭銀行に対し供与することを合意した」と発表した。

2. なお、ヒーリー蔵相は、議会において、「本借款の引出しは一時的なものにとどまるものと期待している。しかし、借款の返済が不可能な場合には、政府としては国際通貨基金(I M F)からの借入れを要請する用意もある」との見解を明らかにした。

◆英國政府、製紙産業等への資金援助計画を発表

1. 英国政府は 6 月 15 日、製紙産業(the paper and board industries)および抄紙機製造産業(the paper making machinery manufacturing industries)に対する近代化等のための補助金(総額 23 百万ポンド)支給計画を発表した。これは、当該産業が輸入原材料(パルプ)の高騰および外国企業の攻勢により打撃を被っていることに対処するためのものである。

その主な内容は次のとおり。

(1) 補助金対象プロジェクト……①製紙産業における、

故紙および国産原材料の使用を促進するための設備投資、②製紙産業における故紙貯蔵用倉庫の建設投資および③抄紙機製造産業における前記原材料使用の促進を図るための技術開発、に対し補助金を支給する。

- (2) 補助金限度額……上記投資に関する純コスト(net eligible cost)(注)の25%とする(ただし上記②の建設投資については同15%)。

(注) 純コスト=総コスト-地域開発補助金(Regional Development Grants)*

* 地域開発補助金は、1972年制定の産業法において制度化されたものであり、特定地域における雇用創造および企業近代化の目的で、製造業、建設業および鉱業等における建設、労働コストに対し(一部地域については機械設備投資に対しても)支給される。

- (3) 申請期間……本年6月15日から78年6月30日まで。
2. 本措置は、過去1年に及ぶ政府と製紙産業等との協議の結果決定されたものであり、バーリー産業相は、「本措置により、英國経済において重要な地位を占めている製紙産業の体質が強化されるとみており、また、故紙、その他国産原材料の使用が増大するのに伴い、原材料輸入が減少し、国際収支の改善にも大きく寄与することになろう」と指摘している。

◇英國、労働組合評議会(TUC)、第2次賃金抑制策を正式承認

1. 労働組合評議会(TUC)は6月16日臨時総会を開催し、5月5日に同執行部と政府との間で合意をみた第2次賃金抑制策(本年8月1日以降1年間の賃金上昇率を平均4.5%とするもの<6月号「要録」参照>)を正式に承認した(票決結果は、926万票対53万票と支持票が圧倒的)。
2. なお、来年以降の賃金規制に関しては、(1)同評議会の内部に、「インフレ、生産および雇用の各面において政策効果の顕現が期待できる来年後半以降のできるだけ早い機会に自由な賃金交渉へ復したい」(J.ジョーンズ運輸一般労組委員長)との見解がみられ始めている一方、(2)「今後の賃金政策の必要性を現段階で論ずるのは早すぎるかもしれないが、インフレ抑制の成果を保持し、確固たるものにすることが来年以降も重要であろう」(英蘭銀行最近四半期報)と長期にわたる賃金規制の継続(方式については弾力化の余地を残しつつ)を示唆する見解もみられる。

◇西ドイツ、1976年度連邦予算成立

1. 西ドイツの1976年度(1~12月)連邦予算は6月4日、政府予算原案が連邦参議院で可決され(連邦議会通過は5月20日)成立した。このように本年度予算が昨年

に比べ2か月近くも遅れて成立したのは、そもそも政府原案が本年4月に至り、当初原案(75年11月に議会提出)に比べ大きく修正されたことによるものである。すなわち政府は、景気回復のテンポが昨秋予算原案を作成した時点で考えていた以上に加速したことからかんがみ、歳出面では失業関連支出を中心に約40億マルク削減(1,681→1,640億マルク)する一方、歳入面では約20億マルク上方修正(1,292→1,310億マルク)を行っている。

本年度予算は、收支じりの赤字幅が昨年度(実績見込み)と同額ながら、歳出の伸びは5.0%にとどめられ、予想される名目GDP成長率(76年1月公表の政府見通しでは8.5~9.5%)を大きく下回っている。

2. なお、77年度以降の財政赤字幅を縮小するため、間接税の引上げを内容とする「税制改革法案」(50年10月号「要録」参照)がかねてより議会に上程されていたが、同法案は5月13日連邦議会を通過したもののが6月4日の連邦参議院では、たばこ・火酒税の引上げのみ可決され、付加価値税の引上げは否決された。このため、たばこ・火酒税の引上げは政府原案どおり77年1月から実施されることとなつたが、付加価値税の引上げは予定(77年1月)どおり実施することが、まず不可能とみられている。

西ドイツの連邦予算

(単位・億マルク)

		1975年度		1976年度
		予算 (8月 補正後)	実績 見込み	予算
歳 出	労 働 省	368		383
	國 防 省	310		319
	運 輸 省	190		197
	厚 生 省	150		145
	農 林 省	55		55
	研 究・技 術 省	41		40
	教 育・科 学 省	44		39
	都 市・住 宅 省	41		37
そ の 他 と も 計		1,615	1,562	1,640
歳 入		1,206	1,232	1,310
収 支 じ り		△ 409	△ 330	△ 330

(注) 歳入には造幣収入、景気調整準備金の取崩し等を含まない。

◇西ドイツ政府、スイス民間銀行から借り入れを実施

1. 西ドイツ政府は6月上旬、スイスの民間3大銀行(スイス銀行<幹事銀行>、スイス・クレジット銀行、スイス・ユニオン銀行)から、以下のような条件で借入

れ(ドイツ・マルク建)を実施した。上記3行はこれに際し、スイス中央銀行との間で、スイス・フラン対価のドイツ・マルクの直買先売(スワップ・コスト 1.5%<年利>)を行った。

総額 750百万ドイツ・マルク

金利 6.75%(年利)

期間 31か月

2. 本借款実施の背景について、スイス金融界は、次のような事情において、いずれの関係者にとっても利益があることを挙げている。

(1) 西ドイツ政府にとって、本年の財政赤字が昨年(330億マルク)並みの巨額に達するとみられることから、資本市場に対する圧迫^(注)を幾分なりとも軽減する上でこれが好都合なこと。

(注) 西ドイツ大蔵省筋によれば、本年の調達要算の65%は上期中にファイナンス済みであるが、残り 35%(110億マルク強)を下期に調達する必要があるとされている。

(2) スイス3行にとって、スイス政府の中期債(期間3~4年、表面金利4.50~4.75%)を引受ける場合に比べ、スワップ・コストを支払ってもなお相対的に有利(5.25%<表面金利 6.75% - スワップ・コスト 1.5%>)であること。

(3) スイス中央銀行にとって、このところの外資流入に伴う国内流動性増加を防止する一助となりうこと、などである。

◇フランス、商業マージン規制を延長

1. フランス政府は6月11日、現行商業マージン規制(期限6月15日、6月号「要録」参照)を次のとおり変更するとともに、本年末まで延長実施する旨決定した。

(1) 規制対象品目の変更……魚缶詰、小間物、薬品等約15品目について規制を撤廃する一方、ここ半年來価格上昇の激しいつつを新たに規制対象に加える(この結果規制対象品目数は約35)。

(2) 価格安定協定等への切換……規制対象品目(食品を除く)については、当該業界が①「9月末まで販売価格を現行水準に据置く」との価格安定協定を政府との間で締結した場合、または、②生産者をも含めて「本年末まで価格上昇を緩やかに保つ(modération des hausses)」との協定を締結した場合は、本マージン規制を免除する。

2. なお、フルカード蔵相は本措置発表にあたって、概要次のように語ったと伝えられる。

「これまで行ってきた商業マージン規制の実績は良好であり、景气回復が定着している現段階では引き続

いフレ対策を第一義とすべきである。今回、対象品目および規制内容を一部変更したが、これは(1)今後の値動きが商業マージン規制の範囲内にとどまりそうな品目について規制を撤廃するとともに、(2)条件付きで規制の免除を行っても価格の安定が見込まれる業種については強権的規制(réglementation)から自主規制(autodiscipline)へと移行せしめることをねらったものであり、今回の改正により規制を強化したわけでもなければこれを緩和したわけでもない」(なお本措置の背景については「国別動向」参照)。

◇フランス、長期国債を発行

フランス政府は6月22日、次の要領で長期国債を発行した。フランスの長期国債発行は73年1月のいわゆるジスカールデスタン債(48年1月号「要録」参照)以来3年5か月ぶりのことである。

(1) 発行額 25億 フラン

(2) 表面金利 年利10%

(3) 発行価格 par発行

(4) 期間 15年

(5) 債還方法 年1回、15回均等償還

(6) 発行方法 一般公募(郵便局、貯蓄金庫、銀行等の窓口で受付)

なお、発行の背景等については「国別動向」参照。

◇イタリア、債券強制保有率を引上げ

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会(Comitato Interministeriale per il Credito e il Risparmio)は6月4日債券強制保有率^(注)を引上げ、この結果同保有制度は以下のとおり改正されることとなった旨決定した。

金融機関(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行および第2種動産抵当銀行を除く)は76年6~12月の期間中、76年5~11月中の預金増加額の42%相当額(従来は預金増加額の最低30%)を債券投資に充当すること。

(注) 2月号「要録」参照。

2. なお同審議会は、「今次措置により金融機関が何らかの形で拘束される資金は、15.75%の預金準備率^(注)分を含めると相当額に達する。特に、最近金融機関の間にみられる手持ち債券処分急増はこれによって阻止され過度の与信増大を回避できよう」と説明している。

(注) 3月号「要録」参照。

◇イタリア、総選挙の開票結果

1. イタリアでは4月30日の第5次モロ内閣総辞職、議会解散(5月1日)のあとをうけて、6月20・21日の両

	下院				上院				昨年の 統一 地方選 得票率	
	新議 席数	72年 選挙 時議 席数		新議 席数	72年 選挙 時議 席数		今 得票率	% %		
		今 得票率	%		同 左 得票率	%				
キリスト教民主党	263	38.7	265	38.8	135	38.9	135	38.1	35.3	
共産党	227	34.4	175	27.2	116	33.8	82	27.6	33.4	
社会党	57	9.6	61	9.5	29	10.2	35	10.7	12.0	
イタリア社会運動 (ネオ・ファシスト)	35	6.1	55	8.7	15	6.6	26	9.2	6.4	
社会民主党	15	3.4	30	5.1	6	3.4	11	5.7	5.6	
共和党	14	3.1	15	2.9	6	2.7	5	3.0	3.2	
自由党	5	1.3	20	3.9	2	1.4	8	4.4	2.5	
その他	14	3.4	9	3.9	6	3.0	13	1.3	1.6	
合計	630	100.0	630	100.0	315	100.0	315	100.0	100.0	

日、上・下両院の議員を選出する総選挙が実施された。

今次選挙の結果は別表のとおりである。

これによれば、与党キリスト教民主(DC)党は第1党的地位を確保したが、他方野党第1党的共産党も議席数を大幅に増やし、また少数政党の勢力後退もあって政党的な二極化傾向が顕著となった。

2. 今次選挙結果について、産業界は特にDC党の善戦を好感しながらも、先行きの情勢判断に関しては慎重であり、ちなみに、アニエッリ・イタリア経営者団体連盟会長は、「イタリアの現在の経済危機を開拓するには、海外からの援助を導入する以前に、国内で緊急再建計画が策定されるべきで、これには当然多少の犠牲・耐乏を要する措置も含まれる。このような計画は事前に共産党との合意が必要であろう」との見解を明らかにしている。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートの引上げを決定

イタリア銀行協会は6月7日、プライム・レートを18%から20%へ2%引上げる旨決定し、(即日)が、同月10日、イタリア銀行の指示等もあり、これを0.5%引下げ19.5%とする旨再決定した(即日実施)。

なお、今次決定の背景につき一般には「5月初に決定された一連のリラ防衛策(注)の影響から国内金利は急速に上昇傾向を強めていること、加えて6月初に金融機関に対する債券強制保有比率(別項「要録」参照)が引上げられたこと」等を指摘する向きが多い。

(注) リラ防衛策については、6月号「要録」参照。

◇スイス中央銀行、第7次公定歩合引下げ等を決定

1. スイス中央銀行は6月8日、以下の措置を決定、発

表した。

(1) 公定歩合およびロンバード貸付利率をともに0.5%引下げ、それぞれ2.0%および3.0%とする(即日実施)。

(2) 非居住者に対する先物為替売却残高の最高限度を、74年10月末残高比、期日10日以内の先物取引については50%から30%へ、同10日超の先物取引については60%から40%へそれぞれ引下げる(即日実施)。

(3) 市中銀行と次のような趣旨の紳士協定を締結する(6月15日発効)。

イ. 市中銀行は、自行の海外支店および現地法人(子会社)に対し、スイス・フランへの明らかな投機的な取引に閑らぬよう指示すること。

ロ. 市中銀行は、自行の名義および計算において、国外における支店および子会社に対し、預金あるいはその他の形でのスイス・フラン建資産運用を行わないこと。

2. 上記措置の背景等につき、同行はプレス・コミュニケで次のように説明している。

「スイス・フラン相場は最近に至り、投機の行過ぎから、実勢を上回る水準にまで高騰している。今回の措置は、こうした事態に伴うスイス輸出産業および観光業の国際競争力減退を回避するために採られたものである。」

◇スイス中央銀行、対外債務に対する準備預金の積立義務を強化

1. スイス中央銀行は7月2日、商業銀行の対外債務に対する準備預金の積立義務免除率(最低準備制度上(注))の所要積立額に対する免除率)を現行の90%から35%に引下げ、7月26日から実施する旨決定、発表した。

(注) 同行の最低準備制度は、預金種類別、通貨種類別、残高増加額別に最低準備率が定められており、これに基づいて計算された所要積立額の一定部分が免除される仕組になっている。対外債務に対する現行最低準備率は次のとおりである。

	スイス・フラン建	外貨建
対銀行債務 残高 増加額(1) "(2)"	3 56 24	1.5 56 0
要求払債務 残高 増加額(1) "(2)"	3 56 24	1.5 56 0
定期性債務 残高 増加額(1) "(2)"	2 42 18	1 42 0

なお前表において、増加額(1)は1971年7月31日の残高比増加額、増加額(2)は1974年10月31日の残高比増加額を意味している。

2. 本措置の背景等につき、同行は要旨次のようなプレス・コミュニケを発表した。

「スイス中央銀行は、スイス・フランの強調に対処して從来から外國為替市場に対する買介入を活発に行って來たが(注1)、6月に入って買介入をさらに積極化した結果、同月中の市場買介入額は30億スイス・フランに達した。これに対し、資本輸出に伴う中央銀行の外貨売却は13億スイス・フランにとどまり、差引き17億スイス・フランが中央銀行通貨の対外面からの増加要因となった。このうち5億スイス・フランは国債の発行により吸収する予定であるが、これではなお不十分であるため、今回の準備預金の積立義務強化により約10億スイス・フランを吸収し過度の通貨膨張を回避することとしたものである。中央銀行は今後とも外國為替市場に対する介入を積極的に行う方針であるが、同時に年初に設定した通貨量の目標増加率をも維持していく所存である(注2)」。

(注1) スイス中央銀行の5月号月報によれば、「年初来5月央までの買介入額は76億フラン」とされている。

(注2) 同行は6月8日、「必要とあれば、大幅な介入をも辞さない」旨表明し、さらに「買介入に伴い国内過剰流動性発生のおそれがある際には、スイス・フラン代り金の同行特別勘定(無利子)への凍結をも考慮する」としている。

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

オランダ銀行は6月17日、基準割引歩合を0.5%引上げて5.0%とし(同時に、約束手形割引歩合および担保貸付歩合も各0.5%引上げてともに5.5%)、18日から実施する旨発表した。これは6月1日の引上げ(6月号「要録」参照)に次ぐ月中2回目の引上げであり、同行はその理由につき前回同様、「国内市场金利の一層の上昇に歩調を合わせたもの」とのみ説明している。

しかし、この点については一般に「オランダ・ギルダー相場(特に対ドイツ・マルク)が、同通貨に対する根強い売り圧力から、オランダ銀行の買支えにもかかわらず軟化を続いているため、同相場の回復を企図したもの」と受止める向きが多い。

◇オランダ政府、賃金凍結を1か月延長

オランダ政府は6月30日、本年下半年期の賃金改訂に関する合意が労使間でまだ成立していない状況にかんがみ(注)、6月末に期限の到来する賃金凍結(1月号「要録」参照)をさらに7月31日まで1か月延長することを決定した。

本措置に関し、オランダ政府は「労使間の賃金交渉が短時日のうちにまとまる」と期待されるので、賃金凍結の

延長は1か月で十分であり、今後の手続きとしては、労使の交渉妥結の後、政府・労使間で賃金改訂に関し協議をすすめることになろう」と述べている。

(注) 6月下旬の交渉では、労働者側が「年収26,500ギルダーの標準労働者につき月当り44~55ギルダーの賃上げ」を要求したのに對し、使用者側は「同38ギルダー」を主張し、交渉は決裂。

◇スウェーデン、公定歩合の引上げ等を決定

1. スウェーデン中央銀行は6月3日、公定歩合を0.5%引上げて6.0%とし、翌4日から実施する旨発表した。今次変更は、前回の引下げ(本年1月、6.0→5.5%)以来5か月ぶりである。また同行は同時に、市中銀行の流動性比率の算出方法を改訂し、規制対象債務に国内貸出に対する銀行保証および未使用当座貸越わくを加えることとした(実施は7月1日)。なお、從来貯蓄銀行、農業金融機関に対しては、流動性比率規制は中央銀行の勧告によっていたが、今回、同中央銀行は、これら銀行に対しても商業銀行同様「金融政策諸手段に関する法律」(75年1月1日発効)に基づく法的規制を実施するよう政府に要請した。

2. 本措置に関し同行は、「最近における銀行貸出の急増に伴い、国内流動性は急速に高まっているため、これによるインフレ圧力の増大を未然に防止することが主なねらい」としており、一方「公定歩合の引上げは、最近の海外金利の上昇傾向をも考慮したもの」と説明している。

流動性比率の算出方法は以下のとおり。

流動資産(現金 + Riksbank および国債局ならびにその他金融機関に対する預け金+要求払の純外国資産 + T B + 国債<額面で計算>) + 債務(預金勘定一貯蓄勘定預金+手形引受債務+未決済小切手債務+国内貸出に対する銀行保証+未使用当座貸越わく) × 100

なお現在各市中銀行の流動性比率は以下のとおり。

商業銀行

うち大手3行(注)	30%
中位行(Götobanken)	26%
その他商業銀行	24%

貯蓄銀行・農業金融機関

うち大手行	24%
中小行	23%

(注) Post-och Kreditbanken
Skandinaviska Enskilda Banken
Svenska Handelsbanken

◇オーストリア中央銀行、公定歩合引下げを決定

オーストリア中央銀行は6月9日、公定歩合を5.0%

から4.0%へ、ロンバード貸付利率を5.5%から4.5%へそれぞれ1.0%ずつ引下げ、翌10日から実施する旨決定、発表した。

本措置について同行は、「一般金利水準の一層の低下を促すことをねらいとしたもの」とのみ説明しているが、この背景として具体的には、①オーストリアの金利水準が国際的にみて割高であること、②設備投資意欲がなお低迷していること、などの要因を指摘する見方が一般的である。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、貿易政策の一部手直し

韓国政府は、年初来輸出が好伸を続けていることから、5月から6月にかけ輸出優遇措置の一部を手直しする一方、貿易収支の一層の改善を図るために輸入抑制措置を強化した。とられた措置は次のとおり。

- (1) 輸出前貸し金利の一部引上げ…国産原資材購入資金にかかる金利優遇を取りやめ(5月1日、期間135日超のもの、12→15.5%)。なおその他の輸出前貸しにかかる優遇金利(7%)は9月末まで存続。
- (2) 輸出金融の融資限度わく引下げ…総合貿易商社に対する市中銀行の融資限度額を融資申請前1.5か月間の輸出実績に1ドル当たり400ウォンを乗じたものに引下げ(5月20日、従来は同2か月間の輸出実績に1ドル当たり420ウォンを乗じたもの)。
- (3) 輸出品生産用原資材の延払輸入に対し、5%の輸入担保金積立てを義務づけ(5月18日)。
- (4) 輸入担保金積立対象品目(注)の追加…酸化亜鉛など10品目(6月1日)。

(注) ①基本関税率が50%以上の品目および、②工商部長の指定する非生活必需品、せい沢品、輸入抑制が特に必要なものにつき200%の輸入担保金積立てを義務づけ。

◇韓国、用役融資制度を実施

韓国政府は機械類の国産化と技術開発促進を図るために、6月から用役融資制度を実施した。同制度の概要は次のとおり。

- (1) ファンド…30億ウォン(韓国産業銀行技術開発資金を充当)。
- (2) 融資対象…国内で開発した技術の実用化、採鉱・精錬等国内資源の開発、欧米地域からの技術導入など。
- (3) 融資条件…①金利 年12%、②償還期間 3年据置きを含む8年、③最低融資額 20百万ウォン(ただ

し外国技術の導入については1件10万ドル)。

なお同国政府は、国民投資基金の機械国産化資金(460億ウォン)についても同様の目的で500億ウォンを追加(産銀の貯蓄性預金を充当)する方針。

◇韓国、信用保証基金を設立

韓国では6月10日、信用保証基金が発足した。同国では中小企業銀行が72年8月以降信用保証業務を取扱ってきたが、経済規模の拡大に伴い企業金融の多角化を図る必要性が高まってきたことから本基金の分離独立(注1)に踏切ったもの。基金の概要等は次のとおり。

- (1) ファンド…金融機関のきょ出金(注2)(6月10日現在のきょ出額278億ウォン)。
- (2) 業務内容…貸出保証、支払保証、手形保証等信用保証業務、企業に対する信用調査、経営指導等。
- (3) 運営方針…担保力の弱い中小企業支援に重点をおく。

(注1) すでに74年12月、「信用保証基金法」の制定をみており、基金発足までは引き続き中小企業銀行が同業務を取扱うことになっていた。

(注2) 72年8月、経済緊急措置の一環として、全金融機関に貸付金の0.5%相当額をきょ出させる措置を実施(期限、77年7月末)本基金設立に当りファンド拡充のため適用期間を80年末まで延長することを決定(80年末には1,134億ウォンに達する見込み)。

◇香港、地下鉄債券を発行

香港地下鉄路公司(注)(Mass Transit Railway Corp.)は6月、地下鉄建設資金の一部を賄うため総額4億香港ドルの地下鉄債券を発行した。同債券の発行条件等は次のとおり。

- (1) 発行総額…4億香港ドル(額面5千香港ドル)
- (2) 利率…年9.375%(額面利回り)
- (3) 債還期間…10年
- (4) 引受幹事団…Wardley、香港上海銀行、恒生銀行、Baring Sanwa Multinationalなど11社。

(注) 75年9月設立、資本金8億香港ドル、政府が全額出資。

香港政府は交通事情の改善と経済発展を図る見地から73年、地下鉄建設設計画を打出し、昨年9月正式決定、80年完成を目指して建設に着手している。同計画の所要資金は58億香港ドルで、うち用地確保費と調査費計8億香港ドルは政府予算からきょ出、残りは内外市場での借り入れで賄う計画。

◇インドネシア債権国会議の開催

世銀主催によるインドネシア債権国会議が、6月9～10日、アムステルダムで開催(IGGIメンバー・オブザーバー14か国および国際金融機関の代表が参加)され、

1976年度(76年4月～77年3月)の援助総額を約11.2億ドルとすることが決定された。

同会議では、インドネシア側が引き続き国内開発計画を積極的に推進する見地から、総額14億ドルと前年度実績(約9.6億ドル)を大幅に上回る援助要請を行ったのに対し、先進国側は、同国の国営石油会社プルタミナの経営危機に伴う経済不安からかなり慎重な態度で臨んだことを反映、援助国のコミット額は前年実績比2.3%増にとどまった。しかしながら、同国の原油輸出見通しが明るく、長期的には成長の可能性も大きいことを背景に世銀による援助の伸びが比較的大きかったことから、結局総額では前年度実績比16.7%増となった。

援助の各国別内訳をみると、総じて援助削減が目立っている中で米国と豪州のみが前年度実績を上回る援助を約束しているのが注目されている(特に米国の援助額はほぼ倍増)。なお、わが国の場合、昨年と同額の410億円(約1.4億ドル)の円借款供与を約束するにとどまったが、依然援助規模では参加国中最高峰となっている(わが国の2国間援助総額に占めるウエイト、約3割強)。

IGGI の対インドネシア援助動向

	1976年度 援助約束額 前年度 実績比	援 助 条 件	
		百万ドル	%
日本	137	—	期間30年(うち据置き10年)、年利3%
米国	99	98.0	未定
オランダ	45	13.5	期間30年(うち据置き8年)、年利4%
西ドイツ	38	10.6	未定
豪州	38	11.8	全額贈与
フランス	33	8.3	未定
カナダ	33	17.5	未定
英国	10	60.5	期間30年(うち据置き8年)、無利子
ベルギー	8	11.1	未定
ニュージーランド	5	30.6	未定
小計	446	2.3	
世銀	550	37.5	期間15～25年、
ADB	120	0	年利8.5～8.8%
小計	670	28.8	
合計	1,116	16.7	

◇インドネシア、LNG開発でわが国から追加資金借り入れ

インドネシアとわが国との間でかねて懸案となっていた

た、国営石油会社プルタミナのLNG(液化天然ガス)開発プロジェクトに対する追加融資交渉がまとまり、6月17日、次のような合意内容を確認した文書が両国間で交換された。

1. 主な合意内容

- (1) わが国は、輸銀および市中銀行(都銀13行および長信銀3行の計16行)の協調融資231百万ドル、LNGのユーザー(関西、中部、九州の各電力会社、大阪瓦斯、新日鉄の5社)の資金供与91百万ドルを行うほか、東京銀行および日本興業銀行を斡事とし、国際シンジケート・ローン50百万ドルを供与する。
- (2) インドネシア側が必要としている額(462百万ドル)と上記融資総額(372百万ドル)の差額90百万ドルについては、インドネシア中央銀行が資金を供給する。
- (3) ただし、インドネシア側は、今後再び資金不足が生じた場合には同国独自に資金を調達し、LNGの対日供給に支障をきたさないようにする。
- (4) 今次追加融資は今年から来年にかけて実行されるが、返済期間や金利等の条件についてはさらに両国間で協議を行う。

2. 背景等

わが国は、すでに74年1月以降同プロジェクトに対し、政府借款(海外経済協力基金)約2億ドル、輸銀および市中銀行の協調融資約9億ドル、合計約11億ドルの資金を供与してきたが、石油危機後の世界的インフレによる資材の高騰から設備建設が難航しているため、昨年6月以降再三にわたる追加融資要請があり、今回これに応することになったもの。

今回の合意の結果、同プロジェクトが軌道に乗り、予定通り来年3月以降、23年間にわたり年間750万トンのLNGがわが国に対し供給されることとなった。これによりわが国のLNG輸入量(75年中456万トン)は2倍以上に増加する見込み。

◇フィリピン、化学肥料の輸入禁止を緩和

フィリピン政府は6月15日、昨年3月末以降実施してきた化学肥料の輸入禁止措置を一部解除する旨発表、7月1日から実施した。同措置の概要は次のとおり。

- (1) 硫安、尿素、カリ肥料の3種類の肥料についてのみ、76年度(76年7月～77年6月)中それぞれ4.9千トン、9.4千トン、49千トンを限度として輸入を認める。
- (2) ただし、上記肥料の輸入を再開できる業者は、地場大手業者を中心とする8社に限定。

同国では、海外からの安値攻勢により業況が悪化して

きた国内の生産業者を保護するため、昨年3月末以降化學肥料の輸入禁止措置を実施してきたが、こうした措置の奏効により最近では在庫がほぼ適正水準(3~4か月)に落着いてきたことから、今次措置に踏みきったものとみられる。

◇バングラデシュ援助国際会議の開催

バングラデシュ援助国際会議(世銀主催)は、5月25、26の両日、パリにおいて開催(米国、西ドイツ、日本等援助国14か国のほか国際機関の代表が参加)され、バングラデシュに対し76年度(76年7月~77年6月)中に約10億ドルの援助を供与することが決まった。

本会議においてバングラデシュ側は、昨年以来、穀物豊作や物価鎮静などを主因に同国経済に明るさが加わり、投資環境も好転しているものの、依然、国際収支が悪化しているとして、商品援助を中心とする援助拡大を要請したが、先進国側の援助余力低下から、結局、ほぼ前年度並みの援助規模にとどまった。もっとも、援助条件についてはかなり緩和する方向が明らかにされている。

◇バングラデシュ、タカの再切上げを実施

バングラデシュ中央銀行は6月5日、同国通貨タカの対英ポンド中心レートを1英ポンド当り28.1タカから同26.7タカへ5.2%(IMF方式)切上げる旨発表、即日実施した。

今回の切上げは、前回(4月26日6.8%切上げ)同様、ポンドの対ドル相場下落(4月26日~6月4日間の下落率-5.5%)に対応して行われたもの。

◇インド債権国際会議の開催

世銀主催によるインド債権国際会議が5月27、28の両日、パリにおいて開催(米国、英国、日本等債権国13か国および国際機関の代表が参加)され、インドに対して76年度(76年4月~77年3月)中に総額約18億ドル(うち債権国グループ11億ドル、国際機関7億ドル)とほぼ前年並みの援助を行うことが決まった。

会議終了後発表されたコミュニケでは、インドの経済情勢が最悪期を脱したとしながらも、その主因が穀物増産という事情に支えられたものであること、従って、長期的な経済成長を達成するためには引き続き農業基盤の整備拡充をはじめ、投資の拡大、適切な輸入政策、輸出促進および人口抑制等の諸政策を実施することが重要である旨強調された。債権国の方々は、これら諸政策の遂行や重荷となっている累積債務の軽減を促進する趣旨から援助条件の緩和に努める旨約束した。

◇パキスタン、1976年度予算案を発表

パキスタン政府は6月5日、1976年度(76年7月~77年6月)予算案を議会に提出した。ハニフ蔵相は予算演説において、75年度の実質経済成長率が農業生産(特に小麦)の増加や工業生産の回復などから5.0%と前年度実績(3.2%)を上回る見込みであることを明らかにしたあと、76年度予算案では特に農・工業の振興と民間投資の拡大に重点を置き、実質8%の経済成長率達成を目指す旨表明した。本予算案の概要は次のとおり。

1. 歳出面では、前年度同様、農業部門(水利設備の整備、肥料の増産)および工業部門(特に綿工業、製糖など)の生産拡大と公共投資に重点を置いたことから、開発支出は前年度比16.5%の伸びを示している。もっとも、石油製品に対する補助金削減や国防費の抑制等により経常支出が伸び悩むことから、歳出規模の伸びは前年度実績見込み比+12.3%と前年度予算案の伸び(+13.6%)を若干下回った。
2. 一方、歳入面では電話架設料やテレビ設置認可料な

パキスタンの1976年度予算案

(単位・億ルピー)

		1975 年度 (実 見 込 み)	1976 年度	前年度 (実 見 込 み 比)
歳	経 常 勘 定 計	174	189	8.7
	うち国防費	75	80	6.4
	公債費	30	35	17.1
	州政府交付金等	25	28	10.8
	一般行政費	16	19	20.5
	補助金	16	12	22.5
出	資 本 勘 定 計	146	170	16.5
	うち開発支出(政府)	35	49	39.3
	〃(公社・公団)	58	83	43.7
歳	歳 出 計	320	359	12.3
	経 常 勘 定 計	175	189	8.3
	うち関税	51	55	7.9
	消費税	43	48	11.8
	所得税	19	20	10.3
入	売上税	12	13	10.4
	資 本 勘 定 計	131	142	8.6
	うち外國援助	121	127	4.8
歳 入 計		306	331	8.4
収 支 (△) じ り		△ 14	△ 28	—

どの引上げ、特定品目(石油、機械類等主に開発資材)以外の輸入品に対する一律10%の輸入税導入等の増税措置がとられるほか、景気持直しに伴う消費税増収が期待されているものの、他方で、所得税の課税最低限度引上げや輸出税減免(デシ締等)などの減税措置が実施されることもあって、経常収入の伸びは+8.3%と、前年度の伸び(+18.7%)を大きく下回り、また、外国援助の受入れも停滞が見込まれている。この結果、総合では28億ルピーの赤字(前年度比倍増)が見込まれているが、これは、主として国内金融機関からの借入れによりファイナンスされる見通し。

◇「日豪友好協力基本条約」の締結

日豪両国政府は6月16日、「日豪友好協力基本条約」の調印を行った。73年以来の懸案事項となっていた本条約は、①豪州の資源ナショナリズム、②最惠国待遇の付与の2点をめぐり両国の意見が対立、交渉が難航していたが、昨年12月の政権交代(ホイットラム労働党政権からフレーザー自由・地方党連立政権へ)を契機に豪州側の姿勢が柔軟化したこともあるって、ようやく合意をみたもの。

本条約は文字通り一般原則と両国間の信頼関係をうたつものであるが、豪州がこの種の包括的な2国間条約を締結したのは初めてのことであり、英連邦の一員としての従来の殻から脱皮し、アジア・太平洋地域での地位向上を目指す同国の積極的な姿勢が強くうかがわれる。一方、わが国にとっては、鉄鉱石、石炭、羊毛など多くの資源を豪州に依存していることから、資源の安定的確保に寄与することが期待されている。

〔本条約の主な内容〕

- (1) 日豪両国間の相互理解と協力を幅広い分野で促進し、両国関係を拡大、強化することを目的とする。
- (2) 貿易に関し、安定的かつ信頼しうる供給者であることが相互の利益であることを認識し、公正かつ安定的な基礎の上に貿易の拡充、発展を促進する。
- (3) エネルギー資源を含む鉱物資源の貿易、開発および資本、技術の交流に協力する。
- (4) 出入国、滞在、事業活動等について相互に公正かつ衡平な待遇を供与し、この待遇は第3国との間で差別的であってはならない。

なお、問題となっていた資源ナショナリズム条項については、条約付属文書で豪州側の「自国の資源、産業に対する所有と支配」に関する考え方をわが国が「留意する」とことで妥協が成立した。また、最惠国待遇については、英連邦構成国という豪州側の特殊な立場もあってこ

れに準じた表現に落着いた。

(参考) 75年の日豪貿易関係

	輸出 (FOB)	輸入 (FOB)
日本の対豪貿易依存度	3.1%	5.8%
豪州の対日貿易依存度	29.4	17.6

◇豪州、鋼材の輸入規制を実施

豪州政府は6月9日、冷延鋼板および亜鉛鉄板の輸入につき、輸入割当てを(年間各9万トン、5.6万トン)を設け、これを超過する場合には、4月1日以降1年間次のとおり超過関税を賦課する旨発表、即日実施した。

〔対象品目〕	〔わく内関税〕	〔超過関税〕
冷延鋼板 (厚さ3.2mm以下)	トン当たり5.17豪ドル +輸入金額の9%	超過輸入額の40%
亜鉛鉄板	トン当たり9.59豪ドル	/ 25%

同国では、国内産業保護の一環として昨年初来実施してきた冷延鋼板の輸入規制を本年3月の期限到来とともに撤廃したが、撤廃と同時に輸入が急増し、業界の輸入規制再開を求める声が強まるとともに、折から、亜鉛鉄板についても輸入急増に伴い産業援助委員会(Industrial Assistance Commission)が輸入規制導入を勧告したことから、両鋼材の輸入を合わせて規制することとなったもの。

共産圏諸国

◇ソ連、農業制度改革を決定

ソ連共産党中央委員会は6月1日、農業増産を図るために生産の専門化、農工業の提携促進を主内容とする農業改革の基本方針を発表した。その骨子等は次のとおり。

1. 骨子
 - (1) 農業部門の各經營体(農場)の生産専門化を図る。
 - (2) コルフョーズ(集団農場)、ソフョーズ(国営農場)間の提携・合併を推進する。
 - (3) 農場と農業関連企業(食品、農業機械、化学肥料関係等)との提携等を強め、農工業の均衡発展を図る。
2. 背景等

同国の農業生産は、前5か年計画期中巨額の投資実行(投資総額に占める農業向け投資の比率、1966~70年17.0%、71~75年26.2%)にもかかわらず伸び悩み、計画目標を大きく下回った。これは同国農業をとりまく自然条件が厳しいことによるところが大きいが、同時に①長期にわたる重工業優先政策の結果農業の近代化が遅れたこと、②分散投資などにより投資効率が悪いこと、③肥料等農業支援産業の生産が依然需要を賄うに至っていない

いこと、④農業部門の所得水準が工業部門に比して低く労働意欲が総じて低いこと、⑤官僚主義の弊害が大きく臨機応変の措置がとりにくいこと、などの問題も指摘されている。今回の措置はこうした状況下、生産品目の整理、農場の合併・提携などによって生産の増大、コスト引下げ、投資効率・労働生産性の引上げを図るとともに、農工業の提携によって農業部門の所得水準引上げ(74年の同部門平均賃金、工業部門の80%)を目指したものとみられている。

◇ソ連、1976年第1四半期の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は6月初、本年1~3月の貿易実績を発表した。これによれば輸出入とも前年の急拡大のあとを受けて伸び率は鈍化したもの、輸出が輸入を上回る伸びを示したため貿易収支赤字幅は前年同期に比べ若干縮小した。地域別概要は次のとおり。

1. コメコン域内貿易

(1) 輸出は、本年初実施された原燃料価格の引上げが小幅(ちなみに原油の引上げ率、8%、75年初同131%)であったことから、前年同期比5.6%の伸びにとどま

った(75年前年比、35.1%増)。

(2) 輸入は消費財等の見返り輸入増大や価格引上げにより輸出を上回る伸び(前年同期比6.1%)を示した。

(3) この結果ソ連の出超幅はやや縮小、特に東ドイツ、チェコスロバキアとの貿易収支黒字は大幅縮小を示した。

2. 対西側先進国貿易

(1) 輸出は、西欧諸国の景気回復を映した原燃料の好伸びを主因に前年同期比28.4%増(75年前年比2.5%減、74年同66.9%増)と増勢に転じた。

(2) 輸入は、消費財、一部資本財等が買付け抑制から総じて伸び悩んだものの、穀物の大量入着により前年同期比24.7%増(75年同57.8%増、74年同33.9%増)と引き続き伸長した。

(3) この結果、貿易収支赤字幅は13.0億ルーピル(17.2億ドル、前年同期10.8億ルーピル、75年中36億ルーピル)に達した。

なお発展途上諸国との貿易については、輸出が増勢に転じたのに加え、輸入が急減したため、収支じりは出超に転じ、同国貿易収支改善の主因となった。

ソ連の1976年第1四半期の貿易実績

(単位・百万ルーピル・%)

	輸 出			輸 入		出 入(△)超	
		額	前年比増減(△)率	額	前年比増減(△)率	1975年 1~3月	1976年 1~3月
総うち コメコン諸国	6,021	13.3		7,106	9.3	△1,186	△1,085
	3,301	5.6		3,269	6.1	46	32
うち東ドイツ	685	△4.2		684	18.2	137	1
チェコスロバキア	491	0.5		490	13.1	55	1
ハンガリー	402	9.4		364	△12.5	48	38
ポーランド	630	5.9		595	0.2	1	35
ルーマニア	155	5.7		219	3.3	65	64
ブルガリア	520	20.4		527	24.3	8	7
西側先進諸国	1,556	28.4		2,856	24.7	△1,078	△1,300
うち西ドイツ(注)	256	36.0		526	15.7	△266	△270
米国	23	△21.2		592	129.7	△229	△569
日本	141	1.1		378	9.3	△206	△237
フランス	188	92.4		221	15.4	△94	△33
イタリア	182	25.8		212	17.3	△36	△30
フィンランド	196	1.4		154	△21.9	4	42
英國	188	96.3		123	45.0	11	65
発展途上諸国	853	16.1		690	△25.4	△190	△163

◇東ドイツ、新5か年計画を決定

東ドイツでは第9回党大会(5月18~22日)において、第4次5か年計画(71~75年)の実績および第5次5か年計画が報告・採択された。概要次のとおり。

1. 第4次5か年計画実績

(1) 生産国民所得は、年平均5.4%増と計画目標および前計画実績を上回る伸びを達成した。

(2) 鉱工業生産は、年平均6.5%増と計画を上回ったが、その大部分は労働生産性の上昇によるものであった。部門別には機械、化学、建設資材等が引き続き順調な伸びを示したほか、消費財も投資増大、西側からの生産設備・技術の導入により好伸びた。

(3) 農業生産も計画目標が達成された。穀物生産は年平均8.6百万トン(年平均4.2%増)に達し、畜産部門も好伸び(同4.4%増)した。

(4) この間1人当たり実質所得、小

(注) 西ベルリンを含む。

資料: USS. R. Foreign Trade 1976. 5.

売上高、住宅建設等がいずれも好伸した一方、消費者物価は期中横ばいで推移したため、国民の生活水準はかなりの向上をみた。

(5) 貿易は輸出入価格の高騰を主因に年平均13.2%増を示した。地域別にみると、71~74年中は対西側貿易がコメコン域内貿易を大幅に上回る伸び(年平均19.7%増、域内貿易同10.0%増)を示したもの、75年には西側景気の後退と域内原燃料取引価格の大幅引上げにより伸び率が逆転し、結局75年の域内貿易の比率は67%(74年61%)と再び上昇した。なお対西側先進国貿易赤字は年々拡大し、期中全体で約35億ドルに達した。

2. 第5次5か年計画の概要

(1) 生産国民所得は年平均4.9~5.4%増と前計画実績を目標の上限としている。労働力の増加が期中ほとんど期待できないため、労働生産性の引上げを一層重視する方針で、総額2,400~2,430億マルク(前期実績比31~33%増)の投資を計画。

(2) 鉱工業生産は、年平均6.0~6.3%増と前計画実績をやや下回る計画。前計画実績に比べ主力部門の機械(年平均伸び率、電気機器7.3~7.4%、工作機械9.3~9.4%、輸送・農業機械7.3~7.6%)、化学(同7.6~7.9%)や冶金(同5.1~5.5%)等で伸び率を引下げる反面、繊維・窯業等軽工業(同7.0~7.3%)ではやや高めの目標を設定。

(3) 農業生産は、年平均2.1~2.2%増とやや控えめな計画ながら、穀物については、自給率引上げを図るために3.7%増を計画。

(4) 国民生活面では、小売価格が据置かれるものの、貿

金引上げが小幅にとどめられること、また輸出拡大のため消費財の国内供給増加が抑制されることなどから、生活水準の向上テンポはかなり鈍化する見込み。

(5) 貿易面では、コメコン域内貿易は年平均8.4%増の計画。一方対西側先進国貿易については、赤字幅縮小のため輸出拡大に特に注力する方針。

◇ポーランド、西ドイツと各種経済協力協定を締結

ギエレク・ポーランド統一労働者党第1書記は6月、西ドイツを訪問し、同国との間で経済関係緊密化を確認しあったが、その際懸案となっていた両国間の各種の産業協力協定(14件)が締結された。これら協定のうち注目されるものは次のとおり。

(1) 石炭ガス化プラント関係……西ドイツ・クルップ・コッパー社がポーランドに石炭ガス化プラント(総額26.5億マルク、全額西ドイツ市中銀行団がポーランドに融資)を供給、建設する。同プラントの生産物販売のため同社はポーランドの外国貿易公団(チーヒ)等と西ドイツに合弁企業(ポルケミ)を設立し、その売上げ代金をもって前記融資の返済に充当する。

(2) 硫黄と化学製品の取引関係……ポーランドからは硫黄を、西ドイツ(BASF社)からは見返りとして化学肥料、磁気テープ等をそれぞれ供給する。取引額(往復)は76年1.2億マルクとし、80年には2億マルクを見込む。

(3) 化学プラント関係……西ドイツ・フリードリッヒ・ウーデ社がポーランドに酸化エチレン、モノエチレングリコールの製造プラント(0.9億マルク)を供給する。ポーランドは経済開発のため西側からのプラント等の輸入を積極的に行ってきただが、その一方輸出力に乏しいうえ、この数年は西側諸国の景気停滞等も響いて、対西側先進国貿易特にその大宗を占める対西ドイツ貿易(ポーランドの対西側先進国貿易の17%<75年、1位>を占める)は大幅な赤字(74年7.3億ドル、75年4.8億ドル)を続けていた。今回の各協定はこうした貿易アンバランスを是正するとともに、引続きプラント輸入を行うことを併せねらったもので、ポーランド側ではこれら諸協定締結によって両国間の貿易は今後急増(往復75年40億マルク、80年70億マルク)するものと見込んでいる。

なお同国は同様の目的で5月、フランスとの間で16件の協力協定を締結済みである。

◇ラオス、通貨を統一

ラオス新政府は6月15日、王制廃止(75年12月)後も流通を認めていた旧王制期のキップ貨を回収、解放キップ

東ドイツの主要経済指標

(単位・年率・%)

	1966~ 70年 実績	1971~ 75年 計画	1976~ 80年 計画
生産国民所得	5.2	4.9	5.4 4.9~5.4
鉱工業総生産 (注1)	6.5	6.0	6.5 6.0~6.3
農業総生産 (注1)	1.9	2.4	2.2 2.1~2.2
投資総額	8.7	4.9~5.4	6.2 5.2~5.9
工業労働生産性	6.2	6.2	5.4 5.4~5.7
1人当たり実質所得	4.5	4.1	5.4 3.9~4.2
小売売上高 (注3)	4.6	3.9~4.2	5.1 3.7~4.1
貿易	9.9	8.0	13.2 (注3) (注4) 8.4

(注1) 前5年実績比増加率の年率値。

(注2) 71~74年実績。

(注3) 名目伸び率。

(注4) コメコン域内貿易。

資料: コメコン統計年鑑、ECE資料。

貨に統一する措置を発表した。発表の要点は次のとおり。

- (1) 交換比率……解放キップ1に対し旧キップ20。
- (2) 交換限度額……個人は10万旧キップ(ただし、世帯主20万旧キップ)、商店や中小企業は50万旧キップ、合弁および国営企業は100万旧キップとし、この限度超過分は国立銀行に預金させる。

同国では、従来の経済混乱もあり、大宗を占める旧キ

ップの対ドル実勢レートが大幅に低下しており(公定レート、1米ドル=1,200キップに対し実勢レート同14,000キップ<6月初旬>)、これが輸入物価の上昇を加速し、経済再建を進める上で大きな障害となっていたといわれている。

なお解放キップの対米ドル公定レートは、1米ドル198キップに設定された模様。